
6.2 情報倫理の必要性和対象

(1) 情報倫理の必要性

従来、研究者達だけの情報交換に用いられていたインターネットが一般に普及し、多様な価値観を持つ人達がインターネットを利用するようになりました。その結果、第4章に述べたように従来の法律では想定しないような犯罪等も発生してきています。国毎に異なる法制度の問題も顕著になってきました。刑法等の保守性や知的財産権に関する概念的な混乱等により、これらの新しい問題に対応できなくなっていると言っても過言ではありません。電子マネーや電子商取引（EC：Electric Commerce）に伴って、情報技術を悪用した金銭的犯罪行為もさらに増え、新しい問題も増加しています。

法的整備はもちろん必要です。ただし、法律的に取締っても犯罪は減りません。倫理的・教育的な観点からの取り組みが必要です。倫理的・教育的な取り組みの前提として、情報行動における好ましい行動、好ましくない行動についてのコンセンサス作りが必要です。情報行動における規範・規則作りも必要です。

一方、倫理的な規範・規則が出来たとしても、その教育は一方向的な押し付けになりがちです。型どおりの規則の存在が、自由な善悪の判断を阻害するケースも発生します。一見、規則に沿った正しそうな行動が、公共的な利益を阻害したり、特定の個人・グループに損害を与えたりすることがあります。逆に、一見正しくなさそうな行動が、公共的な利益につながったり、情報化社会における弱者を支援することになったりします。

したがって、倫理的な規範・規則は、型どおりの固定化したものではなく、自由な個人の善悪判断を容認し、文化的・技術的な変化に対応できることが理想です。